

母子及び父子家庭医療費助成事業

令和8年4月1日

1. 目的
母子家庭・父子家庭に対し医療費の一部を助成することにより、母子家庭等の健康増進と生活の安定・自立を支援し、福祉の増進を図るための事業。
2. 実施主体・・・・・・・・市町村
3. 申請方法
本制度は、対象者からの申請に基づき、受給者証を交付する申請主義である。
4. 申請、届出
本制度において、申請、届出については対象者本人が行う。
5. 対象者
名護市に住所があり、医療保険に加入している者で、次の者が対象となる。
 - ① 母子家庭の母
 - ② 父子家庭の父
 - ③ 養育者
 - ④ 上記の①～③のいずれかに監護されている児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日まで（心身に一定の障害があるときは20歳未満）の児童
名護市以外に住居登録している対象児童（学校等の関係上、別居監護）
注）就学時前は、住民登録している市町村でこども医療費を適用させる。
6. 対象外者
 - ① 生活保護を受けている者
 - ② 里親に委託されている者
 - ③ 重度心身障害者医療費助成事業の対象となる者
 - ④ こども医療費助成事業の対象となる者
 - ⑤ 公費負担医療費（高額療養費、附加給付金、労災等）の対象となる者
 - ⑥ 交通事故等による第三者からの賠償として医療費を受けられる者
7. 所得制限
児童扶養手当所得制限に準ずる。
申請者と、申請者の配偶者及び生計を同じくする扶養義務者の所得が所得限度額以上である。
8. 助成の範囲
健康保険法等の自己負担分（保険適用）から一部負担金を控除した額を助成の対象額とする。
（他法負担分、附加給付、高額療養費を除く。）
9. 変更（消滅）届が必要なとき
保護者は次に掲げる事由が生じたときは、受給者証を添えて速やかに届け出なければならない。
 - ① 氏名が変更したとき
 - ② 住所を変更したとき
 - ③ 保険証が変更になったとき
 - ④ 振込口座の変更があったとき
 - ⑤ 対象児童が資格要件を欠いたとき
 - ⑥ 新たに監護し、又は養育する児童が生じたとき（子供を引き取った、出産した等）
 - ⑦ 名護市から転出するとき
 - ⑧ 生活保護が開始されたとき
 - ⑨ 母子父子家庭等でなくなったとき・・・結婚、事実婚がある。
10. 現況届（期間 7月1日から7月31日 祝土日除く）
毎年1回届出。前年の所得状況と家庭内の状況の変動を確認し、引き続き対象者であるか否かを判断するために行うもの。

【医療費助成の範囲】

- 保険適用分が医療費助成の対象になります。
- 保険適用外は医療費助成の対象になりません。（健康診断、予防接種、診断書等）

区分	一部負担金の額
外来受診	1か月につき、1病院ごとに1,000円の負担

(例) 外来（同じ病院を月に2回受診）の場合

領収書	A病院
R3年3月1日	
1,050円	

<計算式>

$$1,050円 + 500円 = 1,550円$$

$$1,550円 - 1,000円 = 550円$$

領収書	A病院
R3年3月15日	
500円	

* 550円の払い戻し

(例) 外来（病院と薬局分がある場合）の場合

領収書	C病院
R3年5月15日	
750円	

<計算式>

$$750円 + 600円 = 1,350円$$

$$1,350円 - 1,000円 = 350円$$

領収書	C2薬局
R3年5月15日	
600円	

(C病院処方)

* 350円の払い戻し

医療費助成金の申請方法

二通りの申請方法があります。（どちらもいったんは病院での支払いは必要です。）

○自動償還方式○ 病院受診時に毎回受給資格者証（若草色のカード）を病院窓口に提示する。
薬局もあれば同様に提示する。

自動償還方式とは・・・子育て支援課に領収書を提出しなくても、
病院からのデータをもとに自動的に千円以上かかった分の医療費を、払い戻しする制度です。

(支給日)受診月の2カ月後の末頃に振込(申請時に登録した口座) 例) 4月受診 → 6月末頃支給

○窓口申請○ 病院・薬局の領収書を子育て支援課の窓口に提出する。

(申請に必要なもの) ①領収書原本 ②受給資格者証 注意(受診月の翌月以降の受付になります。)

(支給日)申請日の翌月の末頃に振込 例) 4月受診 → 6月申請 → 7月末頃振込(申請時に登録した口座)

※自動償還を導入していない病院・薬局もあるので、その場合は窓口申請をお願いいたします。